

## 八代市国際交流ボランティア登録制度に関する要領

### 1 趣旨・目的

本制度は、外国人市民、外国人観光客等の言語活動の補助又はホームステイ若しくはホームビジットを通して、本市の国際化を促進し、日本人と外国人の相互理解及び友好関係を深めることを目的とする。

### 2 登録対象者

- (1) 通訳 次に掲げる要件を全て満たす18歳以上の者
  - ・市内又は近郊に居住していること。
  - ・各種言語と日本語の相互通訳及び翻訳ができること。
  - ・本制度の趣旨・目的を理解していること。
- (2) ホームステイ／ホームビジット 次に掲げる要件を全て満たす20歳以上の者
  - ・市内に居住していること。
  - ・家族全員の同意が得られていること。
  - ・本制度の趣旨・目的を理解していること。
- (3) 日本語交流サポーター 次に掲げる要件を満たす者
  - ・本制度の趣旨・目的を理解していること。

### 3 活動内容

#### (1) 通訳

本市の事業又は団体・個人の依頼により本市が仲介する事業において、外国人市民及び外国人観光客等の言語活動の補助を行う。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- ・団体・個人の営利を目的とするもの
- ・高度な専門知識を要するもの（例：医療通訳、専門的な会議通訳等）
- ・その他本制度の趣旨・目的に合致せず適切と認められないもの

#### (2) ホームステイ／ホームビジット

本市の事業又は団体・個人の依頼により本市が仲介する事業において、外国人を一定期間宿泊させ、又は滞在させ、日本の文化、生活習慣等への理解を深める機会を提供する。ただし、次のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- ・団体・個人の営利を目的とするもの
- ・その他本制度の趣旨・目的に合致せず適切と認められないもの

#### (3) 日本語交流サポーター

本市が主催する地域日本語教室や関連するイベントの実施において、日本語を学習したい参加者に対して日本語による会話の補助や運営の補助などの活動を行う。活動に当たっては、市が主催する研修への参加を要請する。

#### 4 登録の申込み及び取消し

登録を希望する者は、八代市国際交流ボランティア登録書（様式1／様式2／様式3）に必要事項を記入し、申込みをしなければならない。

申込みの受付及び登録は、随時行うものとし、登録日の属する年度の開始日から3年ごとに、登録の更新を行うものとする。

次に掲げる場合は、登録を取り消すものとする。

- ・本人から登録取消の申し出があったとき。
- ・登録対象者としての要件に合致しなくなったとき。
- ・本人の死亡その他の理由により本人に連絡不能となったとき。

#### 5 登録者の活用

登録者の活用を希望する者は、八代市国際交流ボランティア依頼申込書（様式4）により市に申込みをしなければならない。

市は、活用の内容が本制度の趣旨・目的に合致すると認める場合には、登録者の同意を得て紹介を行う。ただし、依頼者は、登録者本人に依頼内容を説明し、登録者の同意を得るものとする。

#### 6 費用負担

原則として無償とする。ただし、本制度によって利便の提供を受ける者が、当該活動に要する経費の全部又は一部を負担することを防げない。

#### 7 事故の際等の責任

- (1) 登録者が事故等により被った損害について、本市は、賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 依頼者が登録者による依頼事項の不履行により被った損害について、本市は、賠償の責めを負わないものとする。

#### 8 その他

本制度に基づき登録した個人情報、登録者本人の同意がない限り他に公開し、及び提出しない。

附 則

この要領は、平成29年5月18日から施行する。

附 則（令和3年3月22日市長公室長専決）

この要領は、令和3年3月22日から施行する。